

## 婚活支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 朝日町婚活推進連絡会議会長（以下「会長」という。）は、独身者の婚活を地域全体で応援する機運を高めることにより、独身者の結婚を促進し地域を活性化させるため、町内の企業や団体等が実施する婚活支援事業について、その経費の一部を助成することとし、その交付等についてはこの要綱の定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、朝日町内に住所を有する企業その他団体等であり、同一年度中に当該助成金を受けたことがない者であること。

### (助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、独身男女各3名以上が参加する次のいずれかに該当する事業とする。ただし、参加者のうち概ね半数以上は、朝日町内に居住し、若しくは勤務する独身者とし、第1号については男女の比率は半数程度とする。なお、同一企業からの参加者だけを対象とする事業は、助成の対象とはならない。

- (1) 婚活パーティー、食事会、体験活動等出会いの場となるイベント
- (2) 結婚力を高めるための研修、セミナー等

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象事業に要する費用の3分の2の額又は5万円のいずれか低い額とする。

2 助成金の額の算定に当たっては、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、婚活支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、助成金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、婚活支援事業助成金計画変更（取り下げ）承認申請書（別記様式第5号）により、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認したときは、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 助成対象事業に係る領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金額の確定及び交付)

第9条 会長は、前条の規定による報告があったときには、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

2 会長は前項の規定による通知を行った後、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第13条 会長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が助成金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により助成金の交付決定を取り消された助成対象者が、既に助成金の交付を受けているときは、会長の請求に応じ、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。